

# 総 則

## 1. 趣 旨

「ゆめ半島千葉国体」を契機に、広く県民の間に普及したスポーツを、県民の健康増進と体力の向上を図りながら県内地域に振興し、地域文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かにするものとする。

## 2. 主 催

千葉県、千葉県教育委員会、公益財団法人千葉県スポーツ協会、開催地市町村教育委員会、開催地市町村

### 主 管

公益財団法人千葉県スポーツ協会加盟実施競技団体

## 3. 期 日

- (1)夏季大会 ・ ・ ・ ・ ・ 令和4年 8月27日(土)～8月28日(日) 中心会期  
(2)秋季大会 ・ ・ ・ ・ ・ 令和4年10月22日(土)～10月23日(日) 中心会期  
(3)冬季大会 ・ スケート競技会  
                  アイスホッケー 令和5年 3月 4日(土)  
                  ショートトラック 令和5年 3月11日(土)  
                  フィギュア 令和4年 7月 3日(日)  
                  ・ スキー競技会 令和5年 3月 3日(金)～3月5日(日)  
                  ・ サッカー競技会 令和5年 1月～2月

## 4. 会 場

17市1郡の各会場

## 5. 実施競技(郡市対抗 正式競技)

冬季大会	スケート スキー サッカー	3競技
夏季大会	水 泳 セーリング ボート	3競技
秋季大会	陸上競技 バレーボール 体操 相撲 テニス クレー射撃 軟式野球 卓球 弓道 ソフトボール 柔道 剣道 ソフトテニス バドミントン ラグビーフットボール バasketボール ハンドボール ボクシング フェンシング レスリング 空手道 ライフル射撃 銃剣道 自転車 ホッケー ウエイトリフティング スポーツクライミング アーチェリー ゴルフ ボウリング なぎなた 馬術 カヌー	33競技
(郡市対抗 公開競技)		
秋季大会	トライアスロン	1競技

## 6. 開・閉会式

### (1)開会式(予定)

ア. 総合開会式は、10月21日(金)14時00分から、千葉県スポーツ科学センター4階アリーナにおいて実施する。

イ. 夏季・冬季大会の開会式は各競技の競技開始前に行う。

### (2)閉会式

ア. 各競技の競技終了後実施し、総合表彰式は別に定め行う。

## 7. 参加資格

- (1)参加監督・選手は千葉県内に居住している者で、所属郡市体育・スポーツ協会は居住地とし、令和4年4月30日以前に住民登録をし、以降引続きその市町村に居住している者であること。
- (2)県内居住の者で、出身小学校または出身中学校所在地からの参加も可とし、所属郡市体育・スポーツ協会は所在地とする。
- (3)アマチュアであること。
- (4)学生（大学院生を含む）・生徒（原則として中学校を除く）の参加については、競技別実施要項において定めることとし、特に定めない競技についての学生・生徒の参加は認めない。  
ただし、競技別実施要項により参加を認められた学生・生徒の扱いは次によるものとする。  
ア. 定時制・通信制高校の生徒は、高校及び一般の部のいずれの部にも出場できる。  
イ. 専修学校・各種学校等の生徒は、一般社会人とみなす。  
上記の規定にかかわらず、年令基準のあるものについては当該基準による。
- (5)冬季、夏季、秋季を通じて一人1競技のみ参加できる。
- (6)各競技には、登録に関係なく参加できる。ただし、特に、経験、資格等を必要とする競技については、当該競技団体実施要項に定めるものとする。
- (7)年齢制限のある競技の年齢算定基準は、大会開催年（冬季大会は前年）の4月1日とする。
- (8)各競技の実情により出場資格を制限することができる。
- (9)選手は、健康診断を受けて健康であることを証明された者であること。

## 8. 総合順位決定方法

- (1)郡市対抗競技により男女総合順位、男子総合順位、女子総合順位を決定する。
- (2)各競技男女別8位までを決定する。この得点は1位8点・2位7点・3位6点・4位5点・5位4点・6位3点・7位2点・8位1点としその合計点数をもって総合順位を決定する。3位決定戦を行わない場合はそれぞれ5.5点とする。5位～8位の決定を決定しない場合は4チームを5位とし、その得点はそれぞれ2.5点とする。  
ただし、同点のときは次により決定する。  
※（アより順に適応）ア.優勝競技数 イ.2位競技数 ウ.3位競技数 エ.抽選
- (3)2郡市以上の参加に限り順位、得点を決定する。  
2郡市以上1位2点、3郡市以上1位3点・・・8郡市以上1位8点とする。
- (4)雨天、日没等により競技不能の場合は、次により得点を分ける。  
ア 決勝戦が実施不能の場合は、両チーム優勝とし、その得点はそれぞれ7.5点とする。  
イ 準決勝戦以降が実施不能の場合は、4チーム優勝とし、その得点はそれぞれ6.5点とする。  
ウ 5位～8位決定戦が実施不能の場合は、4チーム5位とし、その得点はそれぞれ2.5点とする。  
エ 準々決勝以降が実施不能の場合は、8チームに対し4.5点を得点とする。  
オ 上記以外の形態で実施不能の場合は、各競技団体が協議し決定する。
- (5)公開競技の得点は、郡市得点に加算しない。

## 9. 表彰

- (1)冬季・夏季及び秋季大会を通して実施した、全正式競技の男女総合成績第1位の郡市に優勝旗を、男子総合成績第1位及び女子総合成績第1位の郡市に優勝杯を授与する。
- (2)冬季・夏季及び秋季大会を通して実施した、全正式競技の男女総合成績及び男子総合・女子総合成績第1位から8位までの各郡市に賞状を授与する。
- (3)各競技の男子及び女子第1位の各郡市に優勝盾を授与し、第3位までの郡市に賞状を授与する。
- (4)総合成績決定方法は、別に細則で定める。
- (5)特別表彰として、競技別1位獲得競技数（男女合計）により、上位1位～8位までの各郡市に賞状を授与する。

## 10. 参加申込み方法

- (1)郡市体育・スポーツ協会は、郡市大会において選抜又は選考された者を郡市体育・スポーツ協会名で本大会会長宛に申込みこととし、個人等での直接申込は認めない。
- (2)①参加申込書は、郡市体育・スポーツ協会がとりまとめ、所定の様式により作成し、電子データで、定

